(仮称)日光市まちづくり基本条例(案)

目 次

前文

- 第 1章 総則(第1条-第3条)
- 第 2章 各主体の権利と責務(第4条-第6条)
- 第 3章 まちづくり団体(第7条-第10条)
- 第 4章 情報共有(第11条-第13条)
- 第 5章 まちづくりへの参画(第14条-第15条)
- 第 6章 協働 (パートナーシップ)体制の整備 (第16条-第18条)
- 第 7章 住民投票(第19条)
- 第 8章 行政及び財政の運営(第20条-第22条)
- 第 9章 連携(第23条-第25条)
- 第10章 条例の位置付け(第26条-第28条)

前文

わたしたちのまち日光市は、四季折々の豊かな自然、そして歴史を語る文化的・産業的遺産など、世界に誇る多くの財産や良質な温泉資源を有しています。

そして、先人たちはこの恵まれたまち日光に誇りを持ち、心をひとつにこの貴重な財産を守り育んできました。

"日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい。"

時の流れとともに見失いつつある「心」。私たち日光市民は、先人の残してくれた自然や文化、産業などの貴重な恵みを活かしながら、未来にわたって愛し続けることができるまち"心を感じるまち日光"を力を合わせて創っていかなければなりません。

"私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。"

それは、まさに市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること、すなわち、主体的にまちづくり に関わることです。

私たちは、このまちづくりを通して、人と人との絆の大切さを再認識し、豊かな心を育て、互助の精神を身につけた元気な市民となることができるのです。子どもからお年寄りまでのみんなの元気、私たちの暮らす地域の元気、それが日光市の元気へとつながって、市民自治のまちの実現に向けた大きな力となるのです。

私たちは日光を愛する市民として、一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創るため、日光市の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日光市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市が行うまちづくり施策の基本的事項を定め、もって多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり

自分たちの住む集落、地域及び市全体を将来にわたって暮らしやすく、快適なものとしていくための 公益的な取り組み

(2)市民

日光市に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内において活動する団体(営利、非営利を問わない。)。

(3)共有

市民と市、または市民同士が情報や資源などを共に持つこと。

(4)参画

市民がまちづくりに主体的に関わり、行動し、責任を果たすこと。

(5)協働

市民と市が、お互いの役割と責任のもとに、まちづくりのために共に考え、協力し、行動すること。 (基本理念)

第3条 まちづくりは、市民と市が情報、資源及び課題を共有し、市民が主体的に参画し、市民と市が相互理解と信頼のもとに協働して行われなければならない。

- 2 市民と市は、まちづくりに関する情報、資源、責任、負担、課題及び成果を互いに共有することを 基本としなければならない。
- 3 市は、まちづくりにおける市民の参画を保障するとともに、市民は、自主的、自立的に参画する権利と責務を有するものとする。
- 4 市民と市は、まちづくりにおいて、互いの立場を尊重し、また、市民一人ひとりの基本的人権と多様な価値観を認め合いながら協働の推進に努めなければならない。

第2章 各主体の権利と責務

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、自らまちづくりに関しての意見を述べるとともに、参画する権利を有する。

- 2 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画するための情報を知ることができる。
- 4 市民は、まちづくりへの参画、不参画によって、不利益な扱いを受けない。ただし、参画することにより、自分たちの地域を一層暮らしやすく、快適なものとしていくことができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念に則り、共有、参画、協働を基本とし、まちづくりに参画しようとする意識を持つものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、自主性と自立性を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念に則り、共有、参画、協働を基本とし、市民自治の振興を図らなければならない。

- 2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供するとともに、説明責任及び応答 責任を果たさなければならない。
- 3 市は、より多くの市民がまちづくりに参画できるよう、多様な参画方法を用意しなければならない。
- 4 市は、市民の自治能力形成のため、市民の自主的、自立的活動を支援し、協働に努めなければならない。

第3章 まちづくり団体

(定義)

第7条 まちづくり団体とは、自治会や市民活動団体など、市民がお互いに助け合い、思いやりのある 社会を形成するために組織している団体及び集団をいう。

(役割)

第8条 まちづくり団体は、お互いの自主性と主体性を尊重するとともに、思いやりのあるまちづくりを目指し、互いに連携し助け合うものとする。

(自治会)

第9条 市民は、互助による活動を行っている自治会に参画し、地域に根ざしたまちづくりに努めるものとする。

2 市は、自治会の自主性と主体性を尊重し、その活動に対し必要な支援をするものとする。

(市民活動団体)

第10条 市民は、市内に活動の拠点を置き、ボランティア活動など営利を目的としない団体である市 民活動団体に参画し、それぞれの目的に応じたまちづくりに努めるものとする。

2 市は、市民活動団体の自主性と主体性を尊重し、その活動に対し必要な支援をするものとする。

第4章 情報共有

(情報の共有)

第11条 市は、市民の知る権利を尊重し、市民と市が互いに情報を共有するために、市のまちづくり に関する情報を市民に分かりやすい形で提供しなければならない。

2 市は、まちづくりに関する条例の制定や施策の実施においては、その過程において、市民から広く 意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表するように努めなければならない。

(説明・応答の責任)

第12条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民に分かりやすく説明する責任を負わなければならない。

- 2 市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかに応答する責任を負わなければならない。
- 3 市民は、必要により応答する場合や意見、要望等を述べる際には、常に公共性を意識するように努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報の保護に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

第5章 まちづくりへの参画

(市の役割)

第14条 市は、市のまちづくりに関する条例の制定や計画の策定及び施策の実施にあたっては、その 企画立案、実施、評価等の各段階において、わかりやすく情報を提供し、市民が参画できるように努め なければならない。

2 市は、まちづくりへの市民の参画が保障されるよう、多様な参画方法を用意しなければならない。 (市民の役割)

第15条 市民は、市のまちづくりに関する条例の制定や計画の策定及び施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価等の各段階において、自主的、主体的に参画するように努めなければならない。

第6章 協働(パートナーシップ)体制の整備

(協働のための環境整備)

第16条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、人材育成、活動拠点、情報提供などの協働を支える環境を整備するものとする。

(生涯学習によるまちづくり)

- 第17条 市民と市は、誰もが自ら学びたいときにいつでも学べる環境を整えるように努め、生涯学習を通じたまちづくりを積極的に進めるものとする。
- 2 市は、市民の自治能力形成を支援し、まちづくりへの参画を促進するために、生涯にわたる多様な 学習機会を提供するとともに、その学習成果をまちづくりに生かすことができるように努めるものとす る。

(人づくり)

- 第18条 市民は、協働の大切さを認識するために、様々な機会をとらえて、まちづくりに関する学習に努めるものとする。
- 2 市は、市民との協働によるまちづくりをより確かなものとするために、様々な機会をとらえて、市 職員等の研修や学習に努めるものとする。

第7章 住民投票

(住民投票)

- 第19条 市は、まちづくりに関する重要な事項において、直接市民(市内において活動する団体を除く。)の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。
- 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
- 3 前項に定める条例に基づき住民投票を行うときは、市長はその目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。

第8章 行政及び財政の運営

(総合計画等)

第20条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画や個別分野ごとの計画(以下「総合計画等」という。)を、この条例の基本理念に則り、市民の参画を得ながら策定するものとする。

(まちづくり評価)

- 第21条 市は、まちづくりの課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるための評価(以下「まちづくり評価」という。)を行い、その結果を市民に公表するものとする。
- 2 前項のまちづくり評価は、まちづくりの状況の変化に対応し、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善するものとする。

(財政の仕組み)

第22条 市は、前2項に定める総合計画等やまちづくり評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとと もに、財政状況を市民に公表するものとする。

第9章 連携

(地域間の連携)

第23条 市民は、それぞれの地域が育んできた歴史や文化などを認め合いながら、地域間での連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第24条 市は、近隣自治体や県、国、及びその他の機関との情報共有と相互理解のもと、広域的な連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

(国際的な連携)

第25条 市は、国際感覚豊かな人材を育成し、国際観光都市としてのまちづくりを推進するため、積極的に国際的な連携に努めるものとする。

第10章 条例の位置付け

(最高規範性)

第26条 この条例は、日光市におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりのあらゆる活動は、 この条例の規定に即して実施されなければならない。

2 市は、この条例の規定に基づき、その他の条例、規則等の制定改廃に努め、この条例の理念の実現を図らなければならない。

(条例の検討及び見直し)

第27条 市は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例を守り育てるための検討を しなければならない。

2 市は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めるものとする。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。